ID:　235

担当部署:　こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	不正行為による助成費の返還
例規名 根拠条項	芦屋市福祉医療費の助成に関する条例　第10条
例規番号	昭和48年条例第4号

【根拠条文】

（助成費の返還）

第10条　偽りその他不正の行為によつて、この条例による助成を受けた者があるときは、市長は、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日